



- トピックス
- I. インドネシア投資に関する外資規制
～投資調整庁長官規則 2013 年第 5 号など～
 - II. マレーシアの個人情報保護法
 - III. インドにおける民事訴訟の基礎知識—消費者フォーラム

2013 年
9 月号

I. インドネシア投資に関する外資規制 ～投資調整庁長官規則 2013 年第 5 号など～ 執筆者: 町田憲昭

1. はじめに

日系企業を含む外資企業がインドネシアで事業を行う場合、インドネシア政府が定めた外資規制を遵守する必要があり、外資規制に関する主な法令として投資法(2007 年第 25 号)、大統領令 2010 年第 36 号(いわゆるネガティブリスト)¹、投資調整庁長官規則 2013 年第 5 号(以下「新規則」といいます。)があります。外資規制は原則としてインドネシア投資調整庁(BKPM、以下「投資調整庁」といいます。)が管轄しており、インドネシアに進出する外資企業は投資調整庁に対して投資許可を求める申請を予め行う必要があります。投資法及びネガティブリストによれば、投資が制限される分野又は投資に条件が付けられている分野(たとえば、小売業、警備業、貨物輸送業など)を除き、外国資本 100%による進出(100%現地法人の設立)が認められています。すなわち、原則として外資による自由な投資が可能であり、一部の事業分野については投資が制限される規定となっています。なお、ネガティブリストに記載された条件に加えて、各事業(たとえば、リース業などの金融業)を監督する官庁から投資に関して条件が課されることもありますのでご留意ください。

2. 投資調整庁長官規則 2013 年第 5 号

投資手続きに関する新規則が制定され、本年 5 月 27 日より施行されています。この規則は投資手続きの改善を目的としていますが、実質的な変更を行っている点に加えて、従来投資調整庁の非公表の内規に基づき指導が行われていた事項を明文化しているところもあります。内規を明文化した点については、その内容が明確になるとともに、これを遵守することがより厳格に求められるようになっています。新規則は様々な内容を定めていますが、本稿では、注目すべき二点を以下紹介します。

① 外資 15 年ルール(株式譲渡義務)

2007 年の投資法制定以前に設立された外資 100%の会社については、1994 年政令第 20 号などに基づき、商業活動開

¹ ネガティブリストは改正が予定されており、改正作業の動向に注意が必要です。

始後 15 年以内に会社の株式の一部²をインドネシア資本(インドネシア国籍を持つ個人、外資株主のいないインドネシア法人)に譲渡する義務が当該会社の投資許可などで定められています。新規則においても、この株式譲渡義務が引続き有効であることが確認的に規定されています(第 108 条)。従来は株式譲渡義務を遵守していない会社に対しても投資調整庁から特段の制裁は課されていなかったようですが、新規則に明記されたことにより同庁による運用も厳格になることが想定されます。具体的には、外資が既に出資している企業において増資や株主の変更等を行うために投資調整庁の承認を求めるときに、当該承認の条件として、この株式譲渡義務の履行を求められることがあるようです。

また、株式譲渡義務について最長 2 年間の期限の延長申請が可能とされていますが、期限の延長申請には、譲渡先を募集する新聞広告の写しやオファーレターの写しなど株式譲渡義務を履行するために努力したことを示す資料を添付することが求められています。なお、株式譲渡義務を履行して株式の一部をインドネシア資本に譲渡した会社は、その後もインドネシア資本が株式を保有する状態を維持することとされています。

② 最低投資額

新規則において外資企業による投資について以下の最低投資額及び最低払込資本額が規定されました(第 22 条)。従来、投資調整庁の内規に基づいて指導がされていた事項ですが、今回、新規則に明記されることとなりました。投資額は、土地及び建物を除く固定資産及び 3 ヶ月分の運転資金などの合計金額を意味します。払込資本金額は、資本金として払い込まれた金額を意味します。

最低投資額	100 億ルピア(約 1 億円 ³)超
最低払込資本額	25 億ルピア(約 2500 万円)以上

製造設備を使用し初期投資が比較的大きくなる製造業企業については、上記最低投資額及び最低払込資本額が制約となる場合は多くないと思われませんが、大きな資産を持たない小売業やサービス業の企業やベンチャー企業に投資を行う場合は上記最低投資額及び最低払込資本額の規制を遵守するよう投資計画について慎重にご検討ください。なお、最低投資額及び最低払込資本額は新規の投資について適用され、既に最低投資額及び最低払込資本額未満の投資金額で投資許可を取得している企業が増資などを行う必要はないと考えられます。



【インドネシアの伝統的な影絵芝居ワヤン・クリ】



まちだ のりあき
町田 憲昭

西村あさひ法律事務所 弁護士
n_machida@jurists.co.jp

インドネシアを中心とする東南アジア案件を手がける。現地駐在経験に基づき、新規進出、現地企業との合併、現地企業の買収、現地進出後の法務問題等に関してアドバイスをを行う。その他一般企業法務、国内外の M&A、海外進出案件等を担当。

² 譲渡すべき株式数について明示的に規定されていませんが、出資額で 1,000 万ルピア相当以上と解されています。

³ 本稿における円換算は、本稿執筆時点の為替レート(1 ルピア=約 0.01 円)によります。

Ⅱ. マレーシアの個人情報保護法

執筆者：山中政人、小山晋資

1. はじめに

ASEAN 地域に進出する日本企業が対応を迫られる新たな法律が各国で制定されつつあります。それは個人情報保護法です。アジア諸国の一部ではいまだに個人情報の売買など不適切な取り扱いがあるようであり、昨今の個人情報保護法制定の流れは時流に合ったものといえそうです。シンガポールでは 2013 年 1 月 1 日より個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2012 (No. 26 of 2012))が施行され、そのうち個人情報の保護に関する規制が 2014 年 7 月より適用される予定です。そして、マレーシアでも、2010 年に国会を通過した個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2010。以下「PDPA」といいます。)が、その施行日の発表を待っています。今回は、現在発表されている、このマレーシアの PDPA について概説します。

2. マレーシアの個人情報保護法

(1) 保護・規制対象

PDPA は、個人情報を取り扱う業種を問わず適用される横断的な法律ですが、大きな特徴として、保護される個人情報に「商行為に関するもの」という限定がなされています。すなわち、保護対象となる「個人情報」は、

- ① 商取引に関するものであること
- ② 自動的に処理される機械・装置により、その全部若しくは一部が処理若しくは記録されるものであること、又は個人に関する情報で一定のファイリングシステムに記録された若しくは記録されるものであること
- ③ 当該情報が、直接又は間接に、当該情報又は情報利用者の保有するその他の情報から識別される人物(以下「本人」といいます。)に関するものであること

という 3 つの要件を全てみたすものと定義されています。ここでの商取引は、契約の有無にかかわらず、商業的性質を有するあらゆる取引を含むと定義されているため、企業がその商業活動に際して取得する個人に関する情報は、広く PDPA 上の「個人情報」にあたるといえます。

また、規制対象は、情報利用者と情報処理者です。

「情報利用者」とは、単独又は共同で個人情報を処理し、又は個人情報をコントロールする者もしくは処理する権限を与える者をいい、大臣が追って指定する一定の情報利用者については PDPA に基づいて登録が必要になります。「情報処理者」とは、情報利用者のために個人情報を処理する者をいい、具体的には、情報利用者から情報処理のアウトソースを受ける者をいいます。

なお、規制の対象行為である「処理」とは、「個人情報を収集、記録、保持、操作すること又は個人情報の操作を行うこと」と定義されており、個人情報を取り扱う多くの行為が対象となります。

適用範囲ですが、PDPA は、マレーシア国内で処理することを予定していない限り、個人情報が国外で処理される場合には適用されません。なお、PDPA では、本人の同意がある場合、契約上必要な場合、又は大臣が指定した場所・国へ移転する場合を除き、個人情報の国外への移転を禁止しています。現時点でどのような場所への移転が例外的に認められるかの指定はなされておらず、企業においては、取得した個人情報をマレーシア国外に移転させるには、本人の同意を取得しておくことが慎重な対応であると思われます。

(2) 原則

PDPA は、以下の 7 つの原則により、個人情報の保護を図ろうとしています。

- ① 一般原則—情報利用者は、本人の同意なくして個人情報を処理できません。ここでの「同意」は書面であることは求められていませんが、本人の心身の状況に関する情報、政治的意見、信条等の「センシティブ個人情報」については、当

該情報を処理する必要性に加え、本人の明確な同意が求められています。

- ② 通知及び選択原則—情報利用者は、本人に対し、書面にて、本人の個人情報が処理されていること、処理目的、情報源、本人がその情報にアクセスし訂正を求める権利があること等を通知しなければなりません。
- ③ 開示原則—情報利用者は、本人の同意なくして個人情報を第三者に開示できません。ただし、例外的に、法律や裁判所の命令に基づく場合、犯罪の捜査・予防目的の場合や捜査の際には開示することができます。
- ④ セキュリティー原則—情報処理者は、個人情報を処理する際、個人情報の漏えい、不正利用、改変、権限のない若しくは偶発的なアクセスや開示、破壊等を防ぐ体制を整備しなければなりません。
- ⑤ 保持原則—個人情報は、必要な期間を超えて保持されることのないようにしなければなりません。また、個人情報が不要となった場合には、情報利用者は、情報を破壊し、完全に消去するための合理的な施策をとらなければなりません。
- ⑥ 情報の完全性の原則—情報利用者は、収集し、処理することを予定している個人情報が、正確で、完全で、誤解を招くことなく、また最新の状態であることを保持しなければなりません。
- ⑦ アクセス原則—本人は、情報利用者に保有されている自分の個人情報にアクセスし、かつ、その情報が不正確、不完全、または誤解を招くものであったり、最新の状態でなかった場合には、当該情報を訂正する権利が与えられます。

(3) 罰 則

情報利用者が上記の原則に違反した場合、30 万リングット(約 900 万円⁴)以下の罰金若しくは 2 年以下の懲役、又はその両方が科されます。また、本人の同意なく、情報利用者の保有する個人情報を収集し若しくは開示した者、又は収集したその個人情報を譲渡した者は、50 万リングット(約 1,500 万円)以下の罰金若しくは 3 年以下の懲役、又はその両方が科されます。

また、会社が違反した場合には、違反時点で役員やマネージャー等であった者にも刑罰が科される可能性がある点も留意が必要です。

3. 結 語



【夕暮れ時のクアラルンプール】

PDPA は、施行後、3 ヶ月間の準備期間が設けられておりません。もともと、PDPA は 2010 年 5 月に国会で可決され、幾度となく「まもなく施行」と報道されてきましたが、まだ施行には至っていません。日本においても、個人情報保護法が 2003 年に公布され、一定の準備期間を経た上で、全面的に施行された際には、個人情報保護法の存在に神経質になり過ぎた余り、行き過ぎた社内ルールやその運用により、企業活動が多少なりとも制限された一面もあった等の批判が聞かれました。PDPA については、個人情報の保護がされつつも、企業の発展も阻害されないようなバランスのよい運用がなされることを期待しつつ、今後ともその動向をチェックし続けて頂く必要があると考えております。

⁴ 本稿における円換算は、本稿執筆時点の為替レート(1 リングット=約 30 円)によります。



やまなか まさと
山中 政人

西村あさひ法律事務所 弁護士
シンガポール事務所共同代表
m.yamanaka@jurists.co.jp

2002年弁護士登録。2011年より2012年まで香港のNorton Rose法律事務所に出向後、2012年2月より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所へ、2013年同事務所の共同代表となり、シンガポールにて日本企業のアジア展開をサポート。



こやま しゅんすけ
小山 晋資

西村あさひ法律事務所 弁護士
s.koyama@jurists.co.jp

2008年弁護士登録。2012年1月シンガポール事務所の開設とともに常駐し、同年6月から2013年5月まで、マレーシアのZaid Ibrahim & Co., a member of ZICOlawに出向。現在は東京事務所にて、日系企業のマレーシア等への新規進出・事業展開をサポート。

Ⅲ. インドにおける民事訴訟の基礎知識—消費者フォーラム

執筆者：久保光太郎、鈴木多恵子、今泉勇

1. インドの裁判制度の構造

インドの裁判制度は非常に複雑です。インドに進出した日系企業各社はそれぞれ相当数の訴訟を抱えておりますが、日本と制度が異なることもあって、担当者であっても現状を正確に把握することは難しいのが実情です。

インドは、各州に一定の立法・行政権限を与える連邦制を採用していますが、裁判制度については、首都デリーに所在する最高裁判所を頂点とする一元的なシステムを採用しています。最高裁判所の下には、各州又は複数の州を管轄する24の高等裁判所⁵があり、その更に下には、地方裁判所等の各種下級審裁判所と、各種法令に基づき設置される労働裁判所、家庭裁判所等の特別裁判所(Tribunals)があります。本稿では、近時日系企業による注目も大きい消費者問題を扱う準司法機関である、消費者フォーラム⁶の概要を説明します。

2. 消費者フォーラムの概要

The Consumer Protection Act, 1986(消費者保護法)は、商品の欠陥やサービスの瑕疵等によって被害を受けた消費者が迅速かつ経済的に紛争を解決できるよう、これらを専門に取り扱う消費者フォーラムを設置しています。その背景には、終結まで十数年かかる例も珍しくないとされる慢性的な訴訟の遅延、裁判所の複雑な手続や費用負担等が背景にあります。近時では、消費者が購入した日系メーカーの自動車のブレーキに関する瑕疵が問題となった事案において、消費者フォーラムは瑕疵の存在を認め、日系メーカーに対し、運転中危険にさらされた精神的苦痛に対する5万ルピー(約7万5千円⁷)の損害賠償に加えて、自動車購入代金の返金又は問題となった自動車の交換を命じたと報道されています。消費者フォーラムにおける手続の概要は以下の通りです。



【インドの道ばたでよくみかける屋台】

⁵ 2013年1月、インド北東部に3つの高等裁判所が新設されたことにより、全24箇所となりました。

⁶ 第一審の県レベルの審査機関が District Forum 又は Consumer Disputes Redressal Forum と呼ばれるため、本稿では、「消費者フォーラム」という語を使用しています。

⁷ 本稿における円換算は、本稿執筆時点の為替レート(1円=約0.67ルピー)によります

項目	内容
申立てができる主体	<p>消費者や消費者団体等に限定されています。転売等の商業目的により商品を購入した者は、同法の保護の対象から除外されています。</p> <p>なお、消費者保護法上、米国のようなクラス・アクション制度は存在せず、多数の消費者が共同して手続を起こしたとしても、その決定は当該手続に関与していない他の消費者に対して効力が及ぶことはないとされています。</p>
申立対象となる請求の内容と管轄	<p>事業者の不公正取引や購入した商品の欠陥、利用したサービスの瑕疵等に基づく履行請求及び損害賠償請求が対象となります。商品の「欠陥」とは、「適用ある法律または明示もしくは黙示の契約によって維持することが必要とされ、または、商品に関して取引先（製造者を含む）により請求された品質、数量、有効性、純正性、基準における欠陥、欠点または不足」と定義されています。</p> <p>なお、インドにおいては、製造物に関する責任について、いわゆる PL 法等の特別な民事責任や立証責任の転換を定める法律は存在しません。また、医薬品、化粧品、食品等の特定の業法の規制対象となる製造物を除いて、欠陥のある製造物を提供したことにより、製造者等に刑事罰を科す法令も存在しないとされます。</p> <p>管轄については、その訴額の合計が 200 万ルピー（約 300 万円）を超えない場合には、県レベルの District Forum に、200 万ルピー以上 1000 万ルピー（約 1500 万円）未満の場合には、州レベルの State Commissions に、そして 1000 万ルピーを超える場合には、中央レベルの National Commissions に、それぞれ第一審の管轄があります⁸。State Commissions 及び National Commissions は、それぞれその下位のフォーラムの判断に対する上訴管轄も有します。</p>
消費者フォーラムにおける手続とタイムフレーム	<p>消費者フォーラムにおいては、原則として県、州、そして中央レベルという、いわゆる三審制がとられています⁹。</p> <p>申立人は、請求の内容を記載した申立書を消費者フォーラムに提出する必要があります。製品欠陥等が問題となる事案では、District Forum は、原則として、申立書受領から 21 日以内に申立書受理の判断を行い、更に受理後 21 日以内に、相手方に対し事件係属に関する通知及び申立書の写しを送達します¹⁰。送達を受けた相手方には、原則 30 日以内（ただし、例外的に更に 15 日までの延長が認められることもある）に、申立書に対する答弁の提出を命じます。</p> <p>また、District Forum においては、製品等の検査分析が不要の場合には相手方への通知から 3 ヶ月以内に、分析等が必要である場合には 5 ヶ月以内に、判断を下す努力を行うことが定められています。State Commission 及び National Commission における上訴審については、事件係属から 90 日以内に判断されることが規定されています。</p> <p>証拠調べに関しては、手続進行の迅速性確保の観点から、通常の裁判所で適用される民事訴訟法や証拠法のような厳格な手続規定は適用されず、基本的に Affidavit（宣誓供述書）による証拠提出がなされます。ただし、証人の召喚や尋問、証拠資料の開示等については、消費者フォーラムも民事裁判所と同等の権限を持つとされています。</p>
消費者フォーラムが命ずることのできる救済方法	<p>商品の欠陥又はサービスの瑕疵等が証明された場合、商品からの欠陥の除去、商品の取り替え、代金の返還等、幅広い問題解決のための措置が命ぜられます。危険な商品であると認められた場合には、相手方に対してその回収（リコール）や、製造又は販売の停止を命じることもできます。</p> <p>損害賠償に関しては、一般の民事訴訟と同様に、売主等の過失により生じた一切の損失及び損害に</p>

⁸ 消費者保護法 11 条、17 条及び 21 条。

⁹ 中央レベルの National Commission の判断に対しては、更に最高裁判所に不服を申し立てることができます（消費者保護法 23 条）。

¹⁰ 消費者保護法 28A 条。

項目	内容
	<p>対する損害賠償が認められます。ただし、インド法上は、契約違反に基づく間接損害 (Indirect damages) に対しては賠償は認められないと考えられています。</p> <p>懲罰的賠償については、一般的には、裁判所の裁量でごく特殊な事案に限り認めらるにすぎないとされていますが、消費者フォーラムは、事案により懲罰的賠償を認めることも可能とされており¹¹、実際に懲罰的賠償を命じた例もあります。</p>

今後、特に日系製造業によるインド市場への進出増加により、消費者保護法の制度理解と運用動向の把握はより重要となると思われます。



くぼ こうたろう
久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士
シンガポール事務所共同代表
k.kubo@jurists.co.jp

2012年1月シンガポール事務所設立とともに、同事務所パートナー・共同代表就任。
2009年～2010年インド Amarchand & Mangaldas & Suresh A. Shroff & Company 法律事務所、2010年～2011年シンガポール三井物産に出向。現在はシンガポールを拠点としてインド、インドネシア、マレーシア、カンボジア、ミャンマー等のアジア新興国案件に携わる。



すずき たえこ
鈴木 多恵子

西村あさひ法律事務所 弁護士
t2.suzuki@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。以降、南・東南アジアを中心とする日系企業の新興国進出、ビジネス法務案件を担当。
2012年5月より Nishith Desai Associates 法律事務所出向中(2012年11月までムンバイオフィス、同年12月よりバンガロールオフィスに勤務)。



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 弁護士
i.imaizumi@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。M&A、一般企業法務に加え、インドへ進出する日系企業案件を担当。2012年9月より Khaitan & Co 法律事務所への出向(2013年1月までムンバイオフィス、同年2月より4月までデリーオフィスに勤務)を経て、現在は東京事務所にて勤務。

¹¹ 消費者保護法 14条(1)(d)。

書籍・論文情報

- ◆「西村高等法務研究所叢書(8) アジア進出企業の法務 - M&A 法制を中心として」
執筆者: 小口光、久保光太郎、福沢美穂子、孫櫻情、吉本祐介
詳細: http://www.jurists.co.jp/ja/publication/book/article_13819.html

- ◆「FCPA 違反防止のための社内規程モデル(上)」/「FCPA 違反防止のための社内規程モデル(下)」
執筆者: 木目田裕、吉本祐介 掲載誌: ビジネス法務 2013 年 8 月号&9 月号

- ◆「ミャンマー外国投資規則概説」
執筆者: 原田充浩、橋本豪、湯川雄介 掲載誌: 国際商事法務 Vol.41 No.6(2013 年 6 月号)

- ◆「出口戦略のための交渉・契約書の作成」
執筆者: 小口光、佐藤正孝 掲載誌: ビジネス法務 2013 年 6 月号

- ◆「マレーシア点描『マレーシアの金融監督制度』」
執筆者: 小山晋資 掲載誌: ASEAN 経済通信第 224 号(2013 年 6 月 24 日)

当事務所のアジアネットワーク



東京事務所：
Tel: 03-5562-8500(代)
E-mail: info@jurists.co.jp

ホーチミン事務所：
Tel: +84-8-3821-4432
E-mail: info_hcmc@juristoverseas.com

ハノイ事務所：
Tel: +84-4-3946-0870
E-mail: info_hanoi@juristoverseas.com

シンガポール事務所：
Tel: +65-6922-7670
E-mail: singapore@juristoverseas.com

ヤンゴン事務所：
Tel: +95-1-255070
E-mail: info_yangon@juristoverseas.com

バンコク事務所：
Tel: +66-2-168-8228
E-mail: info_bangkok@juristoverseas.com

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。